

議会受付番号	鎌議第 1247 号
質問者	上畠 寛弘 議員
答弁する者	市長(健康福祉部障害者福祉課)

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項(鎌倉市議会会議規則第105条)の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

特定非営利法人よあけに係る事務処理

2 質問の要旨

- 1 特定非営利活動法人よあけについて、白紙請求書を使って精算を行っていたが、この白紙請求書については、公益性を滞りNPOとして、当該理事長たる前野正司氏は、承知の上、当該法人から白紙請求書が提出されているのか、本人の意思を確認頂きたい。
- 2 請求業務については、本来、特定非営利活動法人よあけの業務ではないのか。
- 3 市の人件費としていくら発生したのか。誰が対応したか。

3 答弁

- 1 確認したところ、理事長は認識していないとのことでした。
- 2 請求業務は本来当該法人が行う業務です。今後は事務処理の適正化を行ってまいります。
- 3 当該業務では、担当職員が、請求書の送付、返送された書類の内容の確認と請求書への記入および財務システムを使用した支払い処理を行いました。
このうち不適切な事務は請求書に金額、件数等を記載する事務であって、この事務は年6回、1回あたり1分程度です。